

第3回 鹿児島市宿泊税検討委員会

令和7年10月24日（金） 16：00～17：00
ソーホーかごしまB・C会議室

鹿児島市観光戦略推進課



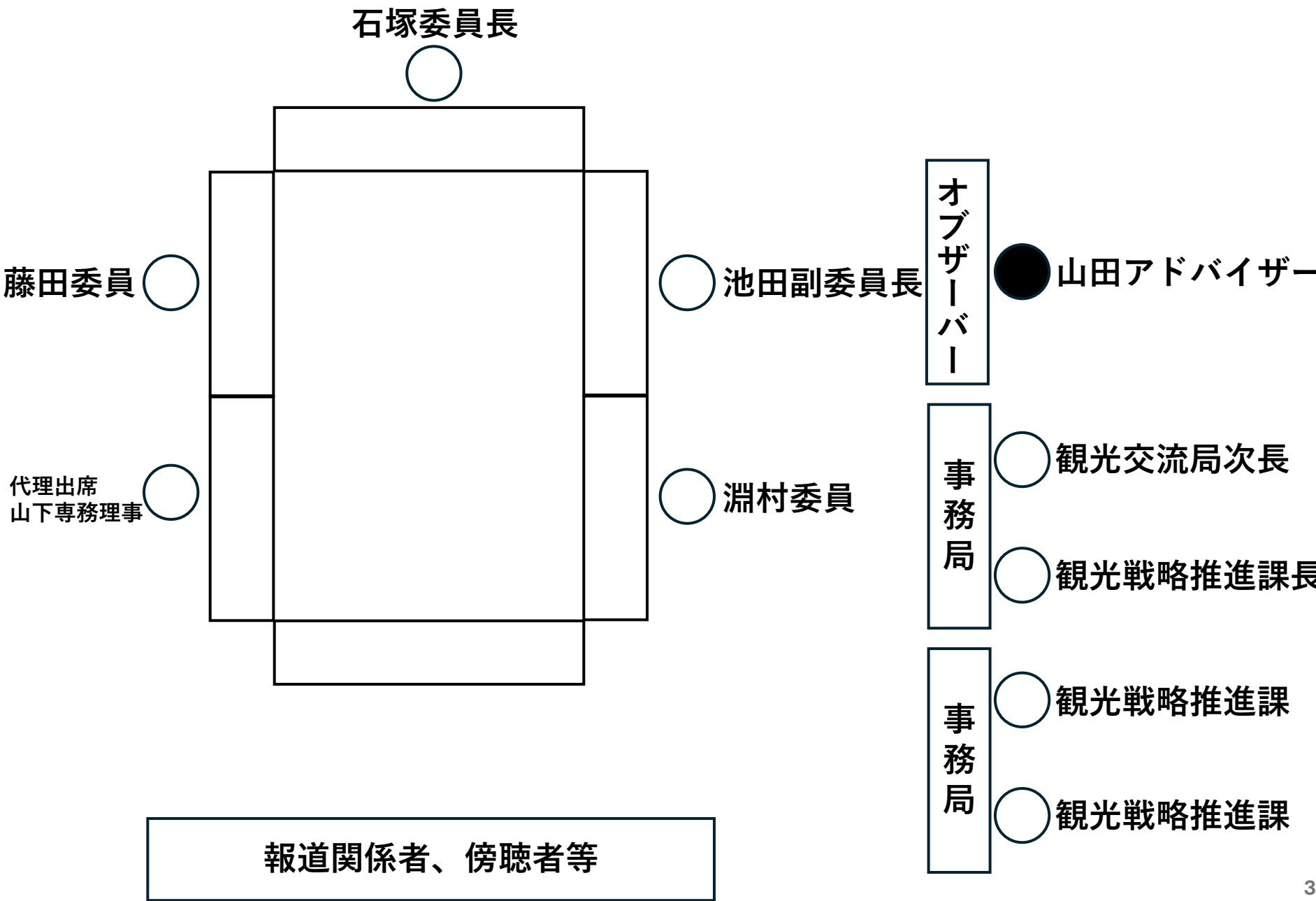
会次第

- 1 開会
- 2 報告等
 - (1) 宿泊事業者へのアンケート調査結果の報告
 - (2) 第2回検討委員会の主な意見
- 3 議事
 - (1) 事例等を踏まえた制度設計(案)等について
 - (2) 報告書の骨子(案)について
- 4 その他
- 5 閉会

[目次]

会次第	P 2
座席表、委員名簿	P 3～4
宿泊事業者へのアンケート調査結果の報告	別冊
第2回検討委員会の主な意見	P 7～9
事例等を踏まえた制度設計(案)等について	P11～26
報告書の骨子(案)について	P27～28
参考資料	P29～

座席表



委員名簿

所属・役職	氏名	
鹿児島大学名誉教授[委員長]	石塚	孔信
鹿児島観光コンベンション協会専務理事[副委員長]	池田	哲也
鹿児島市ホテル旅館組合理事長	淵村	文一郎
日本旅行業協会鹿児島県支部鹿児島県地区委員会支部長	山田	聡(欠席)
鹿児島商工会議所会頭	岩崎	芳太郎(欠席)※
九州経済研究所執行役員企画戦略部長	藤田	聖二

※代理出席：鹿児島商工会議所専務理事 山下 春洋 (敬称略)

オブザーバー：鹿児島市観光未来戦略アドバイザー 山田 桂一郎

Ⅰ 宿泊事業者へのアンケート調査結果の報告

別冊で説明

Ⅱ 第2回検討委員会の主な意見

1 第2回検討委員会の主な意見

[導入目的（使途）]

- ・事務局案については、第4期観光未来戦略に基づいた表現であり、宿泊税は目的税であることから、より具体的に表現すべきである

[税率（税額）]

- ・事務局案にある定額制については賛同するが、今後、観光の高付加価値化を図り、多くの富裕層が来鹿されることを目指して、段階的定額制とすべきである

[課税免除]

- ・事務局案（修学旅行生等）に加え長崎市と同様に、スポーツ大会・文化大会に参加するために市内へ宿泊する者も課税免除とすべきである

[特別徴収交付金]

- ・事務局案は2. 5%であるが、クレジットカードの決済手数料などを踏まえて、熊本市と同程度の4. 0%は考えられないか

[宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用]

- ・宿泊税については目的税であるため一般会計ではなく特別会計が良いのではないかその中から、DMOがタイムリーに必要な事業が実施できるよう一定の枠として財源を配分すべき

[参考①：第2回検討委員会における事務局案]

[制度設計]

項目		制度案
(1)	導入目的(使途)	持続可能な観光地づくりに向け、都市の魅力を高め、観光振興を図る施策（体験型観光の推進など魅力創出やMICE誘致など誘客促進、宿泊施設の受入環境整備支援など受入体制の充実など優先度の高い新規・拡充事業等）に要する費用に充てるために導入する
(2)	課税客体 課税標準 納税義務者	課税客体：旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）への宿泊行為 課税標準：課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数 納税義務者：課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者
(3)	徴収方法 特別徴収義務者 申告納入期限	徴収方法：特別徴収 特別徴収義務者：宿泊事業者等 申告納入期限：原則、毎月末日までに前月分を申告納入 ただし、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入可能
(4)	税率(税額)	1人1泊につき200円（一律定額制）
(5)	免税点・課税免除	免税点：なし 課税免除：修学旅行生
(6)	特別徴収交付金	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5%
(7)	課税期間 (見直し期間)	条例施行後5年ごと

[関連事項]

項目		意見案
(1)	導入目的(使途)に適した事業への活用	市の他にDMOにおいても、都市の魅力を高め観光振興を図る新規・拡充事業等について検討し、その中で、導入目的（使途）に適した優先度の高い事業については宿泊税を活用すべきである
(2)	システム等改修 整備費用助成制度	助成制度を設けた方が望ましい
(3)	入湯税の改正	宿泊税導入に伴う、入湯税の改正は不要

Ⅲ 事例等を踏まえた制度設計(案)等について

1 制度設計（鹿児島市宿泊税検討委員会における制度案）

- (1) 導入目的（使途）
- (2) 税率（税額）
- (3) 免税点・課税免除
- (4) 特別徴収交付金

2 関連事項（鹿児島市宿泊税検討委員会における意見案）

- (1) 宿泊税を活用する事業の明確化（見える化）
- (2) 宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用

1 制度設計

(1) 導入目的（使途）

① 第2回検討委員会で示した事務局案

- ・ 導入目的：持続可能な観光地づくりに向け、都市の魅力を高め、観光振興を図る施策（体験型観光の推進など魅力創出やMICE誘致など誘客促進、宿泊施設の受入環境整備支援など受入体制の充実など）に要する費用に充てるため

- ・ 使途：以下のような優先度の高い新規・拡充事業等を想定している

[使途の例示]

魅力創出	・ 自然、歴史・文化、食など鹿児島ならではの魅力を活用した体験型観光の推進 ・ 夜間・早朝の魅力創造などナイトタイムエコノミーの推進 ・ 観光施設の魅力づくりなど都市の魅力向上につながるハード事業 など
誘客促進	・ M I C E 誘致など直接的な観光需要の喚起策 など
受入体制の充実	・ 宿泊事業者による受入環境の充実や生産性向上等に向けた取組みへの支援 ・ 受入人材の育成や観光案内・二次交通の充実 ・ 食の多様性への対応やユニバーサルツーリズムの推進 など
その他	・ 宿泊税の賦課徴収に要する経費 など

② 委員等からのご意見

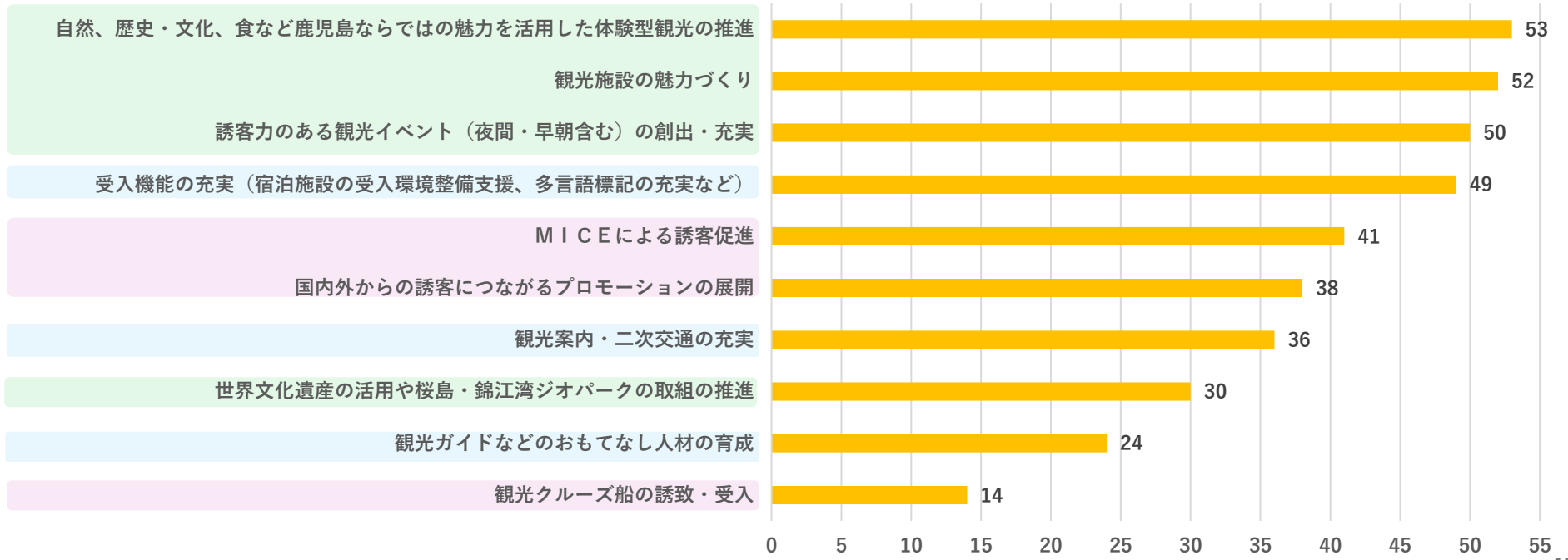
- ・ 事務局案については、第4期観光未来戦略に基づいた表現であり、宿泊税は目的税であることから、より具体的に表現すべきである
- ・ 直接的な誘客促進に資する事業に活用してもらいたい
- ・ 既存事業への単なる財源の振替ということであれば認めがたい

③ 導入自治体の傾向等(導入14自治体・導入予定28自治体)

- ・ 導入目的に係る主なキーワードは以下のとおり
 - 都市の魅力を高める、観光都市としての魅力を高める、市固有の魅力を高める など
 - 観光振興を図る、持続可能な観光の振興を図る など
 - 観光資源の魅力向上、地域資源の磨き上げ、地域資源を活かした観光コンテンツの充実 など
 - 戦略的な誘客促進、観光資源の情報発信 など
 - 旅行者の受入環境の充実 など

④ 宿泊事業者へのアンケート調査結果（望ましいと思う用途）

- ・ 鹿児島ならではの魅力を活用した体験型観光の推進が最も多かった(53件)。
- ・ 次いで、観光施設の魅力づくり(52件)、誘客力のある観光イベントの創出・充実(50件)、受入機能の充実(宿泊施設の受入環境整備支援、多言語標記の充実など)(49件)、M I C E による誘客促進(41件)だった。



▶ 上記を踏まえた、導入目的（使途）（案）

■導入目的：都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図ることを目的として、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実等に要する費用に充てるため。

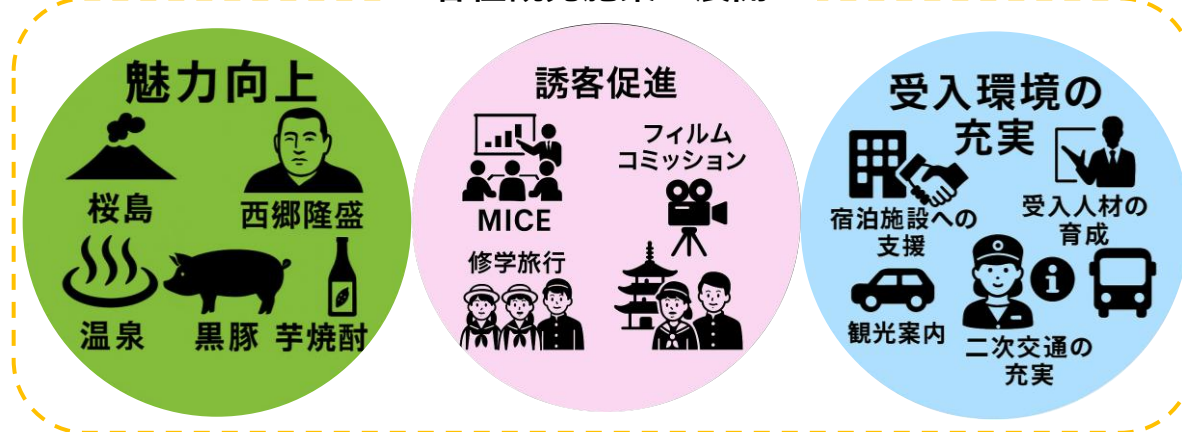
■使途：以下のような新規・拡充事業等を想定している。

[使途のイメージ]

魅力向上	・桜島の火山活動を学び、体験できる教育・観光プログラムの整備 ・西郷隆盛ゆかりの地や維新史跡のデジタル化による新たな体験価値の提供 など
誘客促進	・MICE開催支援補助金の拡充 ・修学旅行やエクスカーションへの交通手段への支援 など
受入環境の充実	・宿泊事業者による受入環境の充実や生産性向上等に向けた取組への支援 ・観光地へのアクセス向上に向けた交通表示の改善 など
その他	・宿泊税の賦課徴収に要する経費 など

「都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図る」

各種観光施策の展開



(2) 税率（税額）

① 第2回検討委員会で示した事務局案

- ・ 1人1泊につき200円（一律定額制）

② 委員等からのご意見

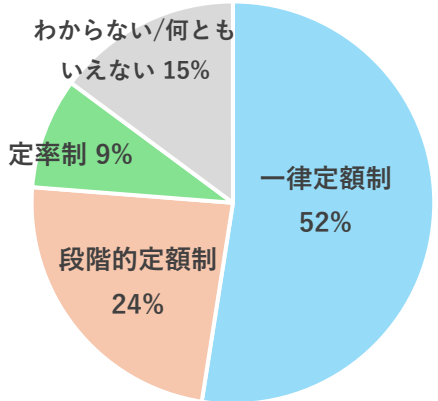
- ・ 定額制を導入すべきであるが、廉価である宿泊施設への宿泊客にとっては負担が大きいことが課題である
- ・ 事務局案にある定額制については賛同するが、今後、観光の高付加価値化を図り、多くの富裕層が来鹿されることを目指して、段階的定額制とすべきである
- ・ 定率で課税される住民税と同様に、非住民である観光客(宿泊客)に対しても定率で課税することが望ましい

③ 導入自治体の傾向等(導入14自治体・導入予定28自治体)

制度	一律定額制	段階的定額制	定率制
先行事例との親和性	20/42自治体 〔福岡県、北九州市、常滑市、熱海市、宮城県、広島県、小樽市、釧路市、北見市、網走市、仙台市、松江市、旭川市、帯広市、音更町、弘前市、岐阜市、鳥羽市、熊本市、阿智村〕	21/42自治体 〔東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡市、長崎市、ニセ町、赤井川村、高山市、下呂市、札幌市、函館市、富良野市、占冠村、北海道、新得町、留寿都村、那須町、白馬村、湯河原町、軽井沢町〕	1/42自治体 (倶知安町)

④ 宿泊事業者へのアンケート調査結果

一律定額制	52%	・ 一律定額制でないと分かりにくい、負担が大きすぎる
段階的定額制	24%	・ 市内の多くの宿泊施設は1泊2万円未満であり、2段階くらいであれば段階的定額制でも問題はないと思う
定率制	9%	・ 特に意見なし



▶ 上記を踏まえた、税率（税額）（案）

■ 税率（税額）：

	案1)一律定額制	案2)段階的定額制		
		(札幌市パターン)	(福岡市パターン)	(長崎市パターン)
税率 (税額)	1人1泊につき200円	1人1泊について、 宿泊料金が ①5万円未満:200円 ②5万円以上:500円	1人1泊について、 宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円	1人1泊について、 宿泊料金が ①1万円未満:100円 ②1万円以上 2万円未満:200円 ③2万円以上:500円
見込額	約 8 億円	約 8 億 1 千万円	約 9 億 2 千万円	約 6 億 9 千万円

※ 税金見込額の試算に係る特別徴収義務者数は令和 6 年の本市延べ宿泊観光客数(4,020千人)と仮定

議論すべき主な論点

- ▶ 特別徴収義務者の事務負担(食事代の切り分けなど宿泊料金の算出、日々変動する宿泊料金への対応など)
- ▶ 税の簡索性(分かりやすさ、シンプルさなど)
- ▶ 税の公平性(応益・応能負担の観点からの公平性など)

[参考：定額制と定率制の特徴比較]

	一律定額制	段階的定額制	定率制
税金へ影響がある要素	宿泊客数	宿泊客数 又は 宿泊料金	宿泊客数 又は 宿泊料金
特徴義務者の事務負担	負担小	負担大 (宿泊料金の算出/税率構造が複雑)	負担大 (宿泊料金及び税額の算出)
宿泊客の負担	宿泊料金が、 ・ 低価格帯では負担大 ・ 高価格帯では負担小	定率制と比較すると宿泊料金が、 ・ 低価格帯では負担大 ・ 高価格帯では負担小 ※ 税率の境界層付近で負担が大きく異なる	宿泊単価に応じた負担

(3) 免税点・課税免除

① 第2回検討委員会で示した事務局案

- ・ 免税点：なし
- ・ 課税免除：修学旅行生等

② 委員等からのご意見

- ・ 事務局案（修学旅行生等）に加え長崎市と同様に、
スポーツ大会・文化大会に参加するために市内へ
宿泊する者も課税免除とすべきである

③ 導入自治体の傾向等(導入14自治体・導入予定28自治体)

- ・ 免税点あり：3/14自治体 → 11/42自治体
- ・ 課税免除あり：8/14自治体 → 34/42自治体 (修学旅行生等:34/34自治体、スポーツ大会等:1/34自治体)

④ 宿泊事業者へのアンケート調査結果

<免税点について>

設けた方がよい	35%	・ ビジネス客や離島から来られる方など比較的安価な利用者へ配慮すべき ・ 1人1泊につき1万円以上からの課税であれば、宿泊料金を1万円以下に設定するなど、こちらも対策ができるため
<u>設けない方がよい</u>	<u>39%</u>	・ 公平性の観点から設けないほうがよい ・ 免税対象者の把握のしにくさ、漏れが起こる可能性がある
わからない／ 何とも言えない	26%	・ 免税を設けた場合は不公平感が出、免税を設けない場合は利益が少ない施設は経営が苦しくなる

長崎市の課税免除「スポーツ大会・文化大会」の概要

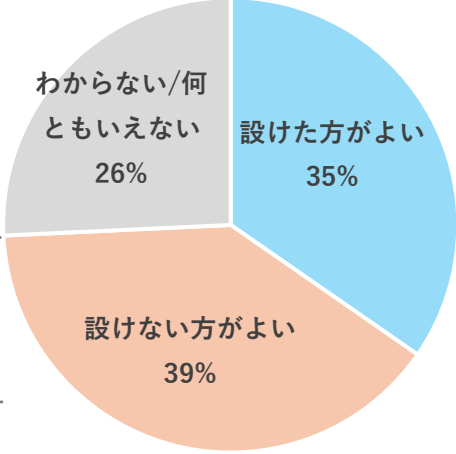
■対象者

- 小・中・高等学校などに通う児童、生徒並びに引率者
- 対 象：出場選手、補欠選手、応援のための部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー等
- 対象外：応援のための児童や生徒（部員以外）、
応援のための保護者、審判等

■対象となる大会

- 次の団体又はその加盟団体（当該団体の傘下にある団体も含む）が主催するもの
- (公財)日本スポーツ協会、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本中学体育連盟、(公財)日本高等学校野球連盟、(公社)全国高等学校文化連盟、全国中学文化連盟

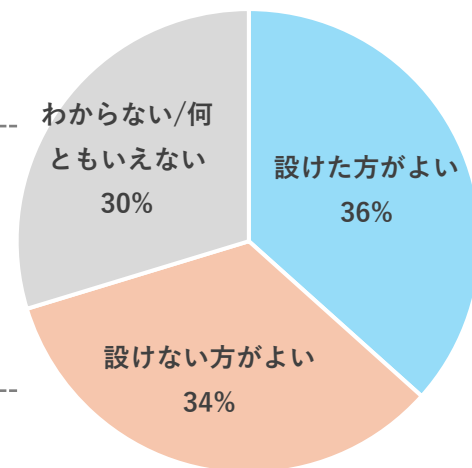
※特別徴収義務者にて対象者等を確認する必要あり



[免税点に関する考え]

<課税免除について>

設けた方がよい	36%	・ 修学旅行の誘致に少なからず影響がある ・ 離島が多い本県の地理的特性上、離島の小中学生などが大会等に参加する場合、負担が大きい
設けない方がよい	34%	・ 公平性の観点から設けないほうがよい ・ 実態の把握が困難。また、証明書の要求、受取、保管、忘れた方のペンディング処理などそれだけで事務作業の大幅な増加が見込まれるため
わからない／ 何ともいえない	30%	・ せっかくの税収が期待されるため設けない方がよいと思うが、修学旅行、スポーツ大会など学生を対象の移動は、出費を抑えてあげたいとも考えられる



[課税免除に関する考え]

▶ 上記を踏まえた、免税点等（案）

■ 免税点：なし

■ 課税免除：案１）修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者

案２）案１に加え、部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者

議論すべき主な論点

- ▶ 特別徴収義務者の事務負担(課税免除者の確認、証明書類の受領など)
- ▶ 税の簡素性(分かりやすさ、シンプルさなど)
- ▶ 税の公平性(応益・応能負担の観点からの公平性など)
- ▶ 税収額への影響額(免税点5,000円の場合:▲約1,680万円、課税免除者修学旅行生等の場合:▲約240万円)

(4) 特別徴収交付金

- ① 第2回検討委員会で示した事務局案
 - ・納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5%
- ② 委員等からのご意見
 - ・事務局案は2.5%であるが、クレジットカードの決済手数料などを踏まえて、熊本市と同程度の4.0%は考えられないか
- ③ 導入自治体の傾向等(導入14自治体・導入予定28自治体)

交付率	納入金額の2.5%	納入金額の3.0%	納入金額の3.5%	納入金額の4.0%
先行事例との親和性	30/42自治体 (東京都、大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市、常滑市、熱海市、赤井川村、宮城県、広島県、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、仙台市、松江市、旭川市、占冠村、岐阜市、鳥羽市、北海道、留寿都村、軽井沢町、阿智村、白馬村)	5/42自治体 (高山市、下呂市、富良野市、那須町、湯河原町)	1/42自治体 (弘前市)	1/42自治体 (熊本市)

※上記のほか、納入金額の5.0%：2/42自治体、交付率検討中：1/42自治体、制度なし：2/42自治体
※導入後の特例措置あり：29/42自治体

▶ 上記を踏まえた、特別徴収交付金（案）
■ 特別徴収交付金：納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5%

2 関連事項

(1) 宿泊税を活用する事業の明確化（見える化）

① 委員等からのご意見

・ 宿泊税については目的税であるため(明確化の観点から)一般会計ではなく特別会計が良いのではないかと

② 導入自治体の傾向等

自治体	会計区分	宿泊税活用事業の明確化・透明性確保に向けた主な取組内容
全ての導入自治体	一般会計	・ 宿泊税活用事業の公表(市ホームページへの掲載、事業者への資料配布 など)

[公表資料のイメージ（参考：福岡市）]



令和5年度に宿泊税を活用した事業のご報告

福岡市内に宿泊された皆様の宿泊税を、九州のゲートウェイ都市としての機能や観光の魅力をさらに高めるために活用させていただきますので、ご報告いたします。

「また福岡市にきたい」と思っていたら、今後も観光・MICE振興に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。



宿泊事業者へのデジタル化支援



宿泊業界に特化した合同就職説明会



屋台プロモーション（地下鉄広告）



住吉神社能楽殿のリニューアル

※実施した事業の内容は次ページ以降にてご報告いたします。

＜令和5年度 宿泊税充当事業のご報告＞

※各事業費は最終ページに記載

宿泊事業者受入環境充実の支援（経済観光文化局）

多様な宿泊ニーズへの対応や、お客様の安全安心・快適な受入環境の充実に取り組む宿泊事業者を支援する『受入環境充実支援補助金』を引き続き実施しました。

令和5年度は「デジタル化」、「バリアフリー化」、「インバウンド対応強化」、「災害対応強化」、「人材育成」に向けた取組みが実施されました。（補助件数：53件）

＜補助活用事例＞



自動チェックイン機
(チェックイン業務の効率化)



ロボット掃除機
(清掃業務の効率化)



サイネージディスプレイ
(案内のデジタル化及び多言語化)



車いす
(ユニバーサル対応)

＜令和5年度 宿泊税充当事業のご報告＞

令和5年度の宿泊税収入 2,815,945千円

令和5年度に宿泊税を活用して実施した事業

令和5年度決算額：2,319,122千円
(うち宿泊税充当額：1,808,075千円)

※宿泊税収入と充当額の差額は翌年度以降に実施する事業（繰越事業含む）に活用します。

事業名	事業費	宿泊税充当額
(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化	875,361	803,701
1 国内を代表するMICE拠地の形成	700,532	628,902
2 観光案内機能の強化事業	14,865	14,865
3 デジタルサイネージ等を活用した情報発信の強化	34,528	34,527
4 Fukuoka City Wi-Fi	8,925	8,925
5 高付加価値旅行の推進による誘客事業	38,292	38,262
6 九州広域連携誘客事業	34,582	34,582
7 修学旅行等による都市圏周遊の推進	43,638	43,638

(2) MICE都市としてのプレゼンス向上	315,955	315,954
8 ポストコロナMICE誘致強化事業	43,776	43,776
9 世界水泳にあわせた受入環境の充実	150,164	150,164
10 世界水泳おもてなし事業	97,793	97,793
11 サステナブルツーリズム推進事業	24,222	24,222

・各項目で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。

▶ 上記を踏まえた、宿泊税を活用する事業の明確化に関する意見（案）

■ 宿泊税を活用する事業の明確化を図るため、毎年度、宿泊税活用事業について、市ホームページ等で公表すべきである。

(2) 宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用

① 委員等からのご意見

- ・DMOがタイムリーに必要な事業が実施できるよう一定の枠として財源を配分すべき

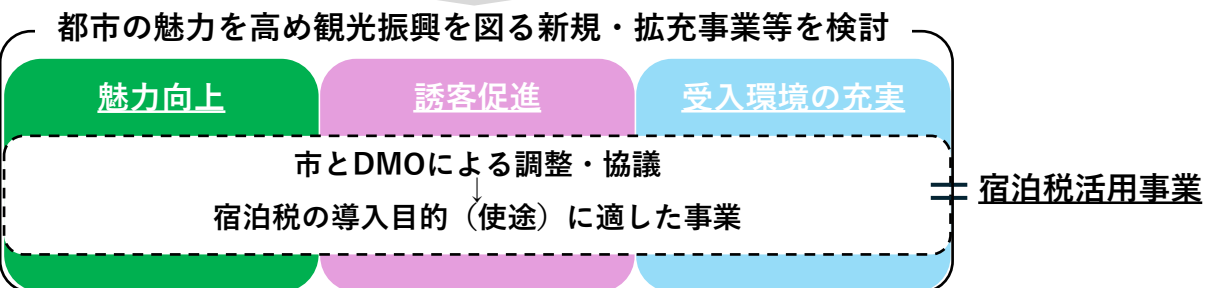
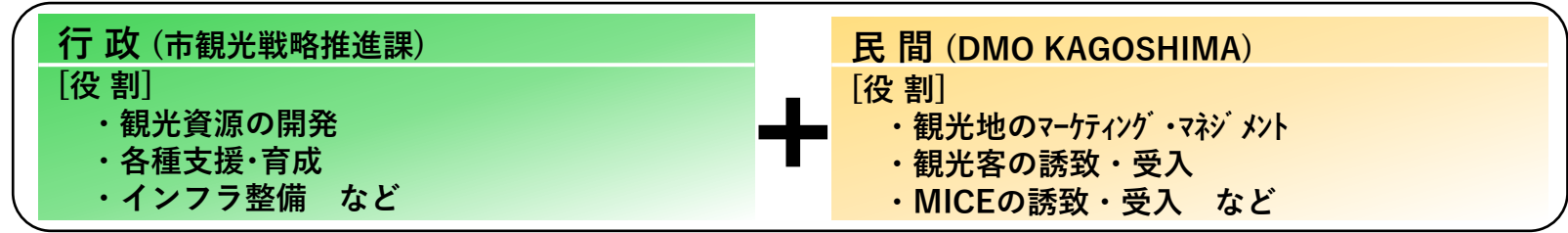
② 導入自治体の傾向等

- ・導入自治体において、宿泊税は導入目的（使途）に適した新規・拡充事業等に活用している。
- ・そのうち登録DMOがある自治体においては、自治体の他にDMOにおいても、都市の魅力を高め観光振興を図る新規・拡充事業等について検討し、その中で、双方による調整・協議等を経て、導入目的（使途）に適した事業に活用している。

▶ 上記を踏まえた、宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用に関する意見（案）

■市の他にDMOにおいても、都市の魅力を高め観光振興を図る新規・拡充事業等について検討し、その中で、市とDMOによる調整・協議等を経て、導入目的（使途）に適した事業について宿泊税を活用すべきである

<推進体制(イメージ)>



IV 報告書の骨子(案)について

1 報告書の骨子(案)

1 はじめに

- (1) 観光振興の重要性
- (2) 財源確保の必要性
- (3) 検討委員会の設置
- (4) 検討の内容

2 鹿児島市における観光振興の重要性

- (1) 鹿児島市が観光に注力する背景
 - ①人口減少に伴う個人消費の減少の見通し
 - ②観光における経済効果
- (2) 世界を魅了する稼ぐ観光の実現に向けた取組
 - ①第4期鹿児島市観光未来戦略
- (3) 持続可能な観光地づくりに向けた課題
 - ①鹿児島市の観光動向
 - ②鹿児島市の財政状況
 - ③持続可能な観光地づくりに向けた課題

3 新たな観光財源

- (1) 地方自治体の自主財源の比較検討

4 宿泊税の制度設計

- (1) 導入目的（使途）
- (2) 課税客体、課税標準及び納税義務者
- (3) 徴収方法、特別徴収義務者及び申告納入期限
- (4) 税率（税額）
- (5) 免税点、課税免除

- (6) 課税期間（見直し期間）
- (7) 特別徴収交付金

5 関連事項

- (1) 宿泊税の導入目的（使途）に適した事業への活用
- (2) システム等改修整備費用助成制度の要否
- (3) 入湯税の改正の要否

6 まとめ

7 おわりに

[参考：鹿児島市宿泊税検討委員会について]

- 1 鹿児島市宿泊税検討委員会設置要綱
- 2 委員名簿
- 3 検討経過

V 參考資料

[参考①：導入目的（使途）]

自治体名	導入目的（使途）
東京都	<u>国際都市東京の魅力</u> を高めるとともに、 <u>観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
大阪府	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、 <u>都市の魅力</u> を高めるとともに <u>観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
京都市	<u>国際文化観光都市としての魅力</u> を高め、 <u>観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
金沢市	<u>金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力</u> を高めるとともに、市民生活と調和した <u>持続可能な観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
倶知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、 <u>地域の魅力</u> を高めるとともに、 <u>観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
福岡県	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の <u>観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
福岡市	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、 <u>MICEの振興や持続可能な観光の振興</u> に要する費用に充てるため
北九州市	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の <u>観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
長崎市	<u>都市の魅力</u> を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、 <u>観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
ニセコ町	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる <u>癒しのリゾート地としての魅力</u> を高めるとともに、町民生活と調和した <u>持続可能な観光の振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため
常滑市	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、 <u>まちの魅力</u> を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てるため
熱海市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する <u>持続的な観光振興を図る施策</u> に要する費用に充てるため

魅力向上 ※宿泊税を活用した新規・拡充事業等

施策項目	事業名	事業概要	自治体名
体験型観光の推進	都心部のリバーフロントを活かした賑わい創出事業	都心部の回遊性向上を図るため、春吉橋迂回路橋上広場での光のイベントや、那珂川や博多川での体験コンテンツの実証等を行う	福岡市
	高付加価値旅行の推進による誘客事業	福岡市の伝統文化に関するワークショップなど、通常体験できない付加価値の高い旅行商品を開発し、海外富裕層向け旅行会社に対してプロモーション等を行う	福岡市
観光拠点の再生・高付加価値化	海辺を活かした観光振興事業	海辺の魅力を有する志賀島・北崎エリアの観光周遊コースを形成するとともに、観光客を誘致するため、北崎周辺等の自然・食・文化等の魅力を発信する	福岡市
	街路樹等雪吊り魅力向上事業	まちなかの街路樹や公園等の樹木への雪吊りを拡充し、金沢らしい冬の魅力を創出する	金沢市
	金澤町家宿泊施設再生事業費補助	金澤町家の宿泊施設への再生・活用にかかる改修等に対し支援する	金沢市
ナイトタイムエコノミーの推進	夜の文化・エンタメ集客事業	観光客の夜間滞在等を促進するため、都心部でのイベントやライトアップを実施するほか、イベント等の開催状況と予約情報の一元的発信を行う	福岡市
	まちの風情を感じる夜間景観創出事業費	まちの風情を感じる夜間景観を創出するため、計画的に照明設備を整備する	金沢市
観光施設の魅力づくり	博物館リニューアル推進事業	文化観光の拠点としての機能向上等を目指し、博物館リニューアルに向けた事業者公募手続きや南側広場の改修を実施する	福岡市
	福岡城・鴻臚館における観光振興事業	夜間も楽しめるような福岡城内のライトアップの実証実施、城郭の雰囲気を感じられる装飾や石垣の見どころを解説する案内板の設置等に取り組む	福岡市

誘客促進 ※宿泊税を活用した新規・拡充事業等			
施策項目	事業名	事業概要	自治体名
MICEによる 誘客促進	MICE支援事業	都市のプレゼンス向上につながる国際会議やビジネス機会の創出につながる展示会など、質の高いMICE誘致強化に向けた助成金等の支援内容の充実に取り組む	福岡市
	MICE推進事業	京都の強みを活かしたMICE誘致強化を図る	京都市
	国内を代表するMICE拠点の形成	マリンメッセ福岡において、パブリックアート制作・設置によりおもてなし空間を創出するとともに、感染症対応などの視点を踏まえたMICE機能強化に向けた検討等を行う	福岡市
	文化財を活用した魅力ある観光資源の創出・発信	福岡市の歴史資源を磨き上げ、その魅力を市民や観光客等に発信することにより、地域活性化や観光振興につなげる	福岡市
	修学旅行による都市圏周遊の推進	市内に宿泊する修学旅行による周遊観光を推進するため、貸切バス代支援の拡充や情報発信の強化に取り組む	福岡市
	映像を通じた誘客促進事業	市内での映画やドラマ撮影を誘致するための補助制度を新設し、映像を通じた魅力発信による観光誘客に取り組む	福岡市
観光プロモーション	広域連携誘客事業	欧米豪等からの誘客を図るため、海外Webメディアを活用した情報発信や国内大型イベントの機会を捉えたPR等により、西日本・九州の自治体等と連携した、西のゴールデンルート等の取組みを推進する	福岡市
	観光地域づくり推進	長崎県や県内自治体等と連携し、広域での情報発信を行うとともに、OTAを活用することで観光商品等の情報発信、販売強化・消費拡大につなげる	長崎市
	金沢の庭園文化発信事業	多面的な価値を持つ歴史的庭園群を「金沢の庭園文化」と位置付け国内外に広く発信する	金沢市

受入環境の充実 ※宿泊税を活用した新規・拡充事業等

施策項目	事業名	事業概要	自治体名
世界標準の 受入体制の 充実	宿泊施設改修支援 事業費補助	宿泊者の利便性向上に資する旅館等の改修を支援する	金沢市
	観光と市民生活の調和 に向けたインバウンド 受入推進	インバウンドの受入におけるマナー啓発等の強化や、まちなかや公共交通 における混雑防止に向けた手ぶら観光の推進等を実施する	福岡市
	大阪駅・梅田駅周辺案 内表示整備事業費補助 金	多くの観光客が往来する大阪駅・梅田駅周辺エリアにおいて、共通ルール に基づく案内サイン等の整備に対し、補助金を交付する	大阪府
	食のユニバーサル対応 推進事業	訪日外国人の多様な食文化に対応するため、飲食店向けメニューの開発支 援によるヴィーガン対応店舗等の拡充に取り組むとともに、情報発信を行 い、誘客を図る	福岡市
	公衆トイレ環境の向上	観光客等の利便性向上のため、観光地周辺にあるトイレの建替え工事等を 実施する	福岡市
	観光客等の移動円滑化 施策の推進	観光・ビジネス客の利用が多い地下鉄駅において、移動円滑化やバリアフ リールートの充実を図るため、エレベーター等を設置する	福岡市
受入人材の 育成	通訳ガイドおもてなし 推進	外国人旅行者の多様なニーズに対応するため、地域通訳案内士の養成講座 を開催	金沢市
	ウェルカム大阪おもて なし事業費	大阪を訪れた外国人旅行者の困りごと（電車乗り換え、切符の購入等）の 解消などに府民が積極的に関わられるよう、府民向けのおもてなし講座を開 催するとともに、難波駅周辺に多言語観光ボランティアの配置等を実施	大阪府
観光案内 機能の強化	金沢中央観光案内所管 理運営	市中心部にて外国人窓口対応、当日宿泊予約の受付など充実した観光案内 を実施する	金沢市

[参考②：課税客体・課税標準・納税義務者]

自治体	課税客体	課税標準	納税義務者
東京都	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル・旅館	左記施設への宿泊数	左記施設への 宿泊者
大阪府	次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） [大阪府、福岡県、北九州市] ・上記に加え、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）		
京都市			
金沢市			
倶知安町			
福岡県			
福岡市			
北九州市			
長崎市			
二セコ町			
常滑市		左記施設への宿泊数	
熱海市			

導入自治体の傾向等

- 東京都を除く全ての導入自治体において、課税客体はホテル・旅館、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為、倶知安町を除く全ての導入自治体において、課税標準は課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数、全ての導入自治体において、納税義務者は課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者としている。

[参考③：徴収方法・特別徴収義務者・申告納入期限]

自体体	徴収方法	特別徴収義務者	申告納入期限
全ての導入自治体	特別徴収	宿泊事業者等	原則、毎月末日までに前月分を申告納入 ただし、一定の要件※を満たす場合は、 3か月ごとに申告納入可能

※特例制度を受けようとする前1年間（対象期間）の納入すべき宿泊税が市が定める金額以下であること
対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること
対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと など

導入自治体の傾向等

- 全ての導入自治体において、徴収方法は特別徴収、特別徴収義務者は宿泊事業者等、申告納入期限は毎月末日までに前月分を申告納入、ただし、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納入を可能としている。

[参考④：税率（税額）]

東京都[段階的定額]	大阪府[段階的定額]	京都市[段階的定額]	金沢市[段階的定額]
1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円以上 1万5千円未満:100円 ② 1万5千円以上:200円	1人1泊について、宿泊料金が ① 5千円以上 1万5千円未満:200円 ② 1万5千円以上 2万円未満:400円 ③ 2万円以上:500円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満:200円 ② 2万円以上5万円未満:500円 ③ 5万円以上:1,000円	1人1泊について、宿泊料金が ① 5千円以上2万円未満:200円 ② 2万円以上:500円
倶知安町[定率]	福岡県[一律定額]	福岡市[段階的定額]	北九州市[一律定額]
宿泊料金の2%	1人1泊につき200円 ※福岡市、北九州市内の 宿泊施設は50円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満:200円 ② 2万円以上:500円 ※うち県税50円	1人1泊につき200円 ※うち県税50円
長崎市[段階的定額]	ニセコ町[段階的定額]	常滑市[一律定額]	熱海市[一律定額]
1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円未満:100円 ② 1万円以上2万円未満:200円 ③ 2万円以上:500円	1人1泊について、宿泊料金が ① 5,001円未満:100円 ② 5,001円以上 2万円未満:200円 ③ 2万円以上5万円未満:500円 ④ 5万円以上 10万円未満:1,000円 ⑤ 10万円以上:2,000円	1人1泊につき200円	1人1泊につき200円

導入自治体の傾向等 [一律定額制：4/12自治体 段階的定額制：7/12自治体 定率制：1/12自治体]

- 導入自治体のうち福岡県、北九州市などにおいて1人1泊につき200円（一律定額制）、東京都、大阪府などにおいて1人1泊の宿泊料金に応じた課税額（段階的定額制）、倶知安町において宿泊料金の2%（定率制）としている。
- 総務大臣の同意が得られており条例の施行が予定されている23自治体のうち15自治体は、特別徴収義務者の事務負担軽減や分かりやすいシンプルな制度とすることなどを考慮し、一律定額制としている。

導入自治体における宿泊料金別宿泊税額等

宿泊料金	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
~5千円	0円	0円	200円	0円	~100円	200円	200円	200円	100円	100円	200円	200円
~7千円	0円	200円	200円	200円		200円	200円	200円	100円	200円	200円	200円
~1万円	0円	200円	200円	200円		200円	200円	200円	100円	200円	200円	200円
~1万5千円	100円	200円	200円	200円		200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
~2万円	200円	400円	200円	200円	~400円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
~5万円	200円	500円	500円	500円	~1,000円	200円	500円	200円	500円	500円	200円	200円
~10万円	200円	500円	1,000円	500円		200円	500円	200円	500円	1,000円	200円	200円
10万円~	200円	500円	1,000円	500円	2,000円~	200円	500円	200円	500円	2,000円	200円	200円
R5宿泊客数 (万人泊)	9,945	5,070	2,375	335	87 (年度計)	2,112	1,099	185 (実人数)	225 (実人数)	58 (年度計)	80	249 (R4年度)
R5税収額 (決算ベース)	44億円	25億円	52億円	10億円	4.4億円	17億円	28億円	3.8億円	3億円	1.6億円 (平年度)	2億円 (平年度)	6億円 (平年度)

税率（税額）ごとの税収シミュレーション

納税義務者数を令和 6 年の本市延べ宿泊客数（4,020千人）と仮定した場合

■一律定額制

100円	200円	300円
4億0千万円	8億0千万円	12億0千万円

■段階的定額制

-	備考
9億1千万円	金沢市パターン（5千円以上2万円未満:200円 2万円以上:500円）
6億9千万円	長崎市パターン（1万円未満:100円 1万円以上2万円未満:200円 2万円以上:500円）

[参考⑤：免税点・課税免除]

- 免税点とは、1人1泊あたりの宿泊料金が定められた金額未満の場合に、宿泊税が課されない基準額のこと。
- 課税免除とは、特定の目的（修学旅行等）や利用者に限り、宿泊税の納税義務が免除されること。

[免税点・課税免除を設定するメリット・デメリット]

	メリット	デメリット
設定する場合	・ 免税点を設ける場合、廉価である宿泊施設へ宿泊する宿泊客の負担が減少する ・ 課税免除を設ける場合、一部の納税義務者（修学旅行生等）の負担が減少する	・ 税収が減少する ・ 公平性がない ・ 特別徴収義務者の新たな事務負担が生じる（対象者の確認、証明書類の受領など）
設定しない場合	・ 税収が減少しない ・ 公平性がある ・ 特別徴収義務者の新たな事務負担が生じない	・ 納税義務者の負担が変わらない

自治体	免税点	主な課税免除
東京都	1万円未満	なし
大阪府	5千円未満	以下の機関・施設が行う修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者 ① 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ② 高等専修学校 ③ 保育所、幼保連携型認定こども園等
京都市	なし	① 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者 ② 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事に参加しているもの及びその引率者 ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 ウ 児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業等を行う施設
金沢市	5千円未満	なし

自治体	免税点	主な課税免除
倶知安町	なし	① 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの ② 学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校等の生徒又は学生で、町内で職場体験を行うもの
福岡県	なし	なし
福岡市	なし	なし
北九州市	なし	なし
長崎市	なし	① 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ② 部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者
ニセコ町	なし	① 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加している者
常滑市	なし	なし
熱海市	なし	① 年齢12歳未満の者 ② 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加しているもの

導入自治体の傾向等 [免税点あり：3/12自治体 課税免除あり：6/12自治体]	
- 導入自治体のうち東京都、大阪府及び金沢市において免税点を設けており、大阪府、京都市などにおいて修学旅行生など課税免除を設けている。 - 総務大臣の同意が得られており条例の施行が予定されている23自治体のうち21自治体は、修学旅行は教育活動の一環であり公益性があることなどを考慮し、修学旅行生等を課税免除としている。	

[参考⑥：特別徴収交付金]

東京都	大阪府	京都市	金沢市
納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※交付上限額100万円	① 全て納期内完納した場合 納入金額の2.5% ② 1か月でも納期内完納していない場合 納入金額の2.0% ③ 加算金を伴う増税更生又は決定処分を受けた場合 納入金額の1.0% ※導入後5年間は+0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※交付上限額200万円	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% （さらに5年間延長）、 申告納入1月につき+1千円 ※交付上限額は、前期・後期それぞれ50万円
倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市
① 全て納期内完納した場合 納入金額の2.5% ② 1か月でも納期内完納していない場合 納入金額の2.0% ③ 加算金を伴う増税更生又は決定処分を受けた場合 納入金額の1.0% ※導入後5年間は+0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※導入度5年間は全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入された場合は、さらに+0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※導入度5年間は全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入された場合は、さらに+0.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5% ※導入度5年間は全ての申告を電子申告で行い、かつ、納入期限までに納入された場合は、さらに+0.5%
長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
納入金額の2.5% ※交付上限額50万円	納入金額の5.0%	納入金額の2.5%	納入金額の2.5% ※導入後5年間は+0.5%

導入自治体の傾向等 [納入金額の2.5%:11/12自治体 納入金額の5.0%:1/12自治体 導入後特例措置有:9/12自治体]

- 全ての導入自治体において、特別徴収義務者の事務・経費負担軽減を図るため、納入した宿泊税額に応じて交付金を支給する制度(特別徴収交付金)を設けており、二セコ町を除く全ての導入自治体において、納入金額の2.5%としている。
- さらに、導入自治体のうち東京都や大阪府などにおいて、特例措置として導入後5年間は+0.5%としている。

[参考⑦：課税期間（見直し期間）]

自治体	課税期間（見直し期間）
東京都	条例施行後5年ごと
大阪府	条例施行後5年ごと
京都市	条例施行後5年ごと
金沢市	条例施行後5年ごと
倶知安町	条例施行後5年ごと
福岡県	条例施行後3年、その後5年ごと
福岡市	条例施行後3年、その後5年ごと
北九州市	条例施行後3年、その後5年ごと
長崎市	条例施行後3年ごと
ニセコ町	条例施行後5年ごと
常滑市	条例施行後3年、その後5年ごと
熱海市	条例施行後5年ごと

導入自治体の傾向等

[条例施行後5年ごと:7/12自治体 条例施行後3年、その後5年ごと:4/12自治体 条例施行後3年ごと:1/12自治体]

- 全ての導入自治体において、社会情勢の変化や財政需要、納税義務者の負担等を勘案して、条例施行後3～5年で見直しを行っている。

[参考⑧：システム等改修整備費用助成制度]

	長崎市	常滑市	熱海市
補助対象経費	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費 [整備対象例] ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・PC、タブレット、プリンター ・POSレジ、宿泊税用券売機など	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修や新たなレジシステムの構築に係る費用、並びにハードウェア及びソフトウェア等の購入経費 [整備対象例] ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・PC、タブレット、プリンター ・POSレジ、宿泊税用券売機など	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入並びにその他宿泊税導入に伴い既存のパンフレット等の修正に係る経費 [整備対象例] ・レジシステム改修 ・ソフトウェア購入 ・POSレジ、宿泊税用券売機 ・パンフレット等の修正に伴う印刷費など
補助率	1/2	50万円まで：10/10 50万円を超える部分：1/2	1/2
補助上限額	50万円	100万円	50万円
申請実績	39/200事業者（20％）	約20/40事業者（50％）	約60/360事業者（17％）

導入自治体の傾向等 [助成制度あり：3/12自治体]

- 導入自治体のうち長崎市、常滑市及び熱海市において、特別徴収義務者へ新たに発生するシステム等の整備費用に対し、助成制度を設けている。
- 総務大臣の同意が得られており条例の施行が予定されている23自治体のうち17自治体は、特別徴収義務者の事務・経費負担軽減を図ることなどを考慮し、助成制度を設ける予定としている。

[参考⑨：入湯税の改正]

自治体	改正内容	改正理由
福岡市	宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円 → 50円 日帰りの入湯客 1人1日あたり 50円 → 改正なし	納税義務者の負担軽減を図るため

導入自治体の傾向等 [改正あり：1/12自治体]

- 導入自治体のうち福岡市のみ宿泊税導入に伴い、入湯税を改正している。
- 上記以外の自治体が入湯税を改正しなかった主な理由としては、「入湯税と宿泊税は、導入目的（使途）、課税客体が異なるため」や「入湯行為は市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切であるため」などのようである。

[参考：入湯税と宿泊税の概要]

	入湯税（鹿児島市）	宿泊税
導入目的（使途）	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため	主に都市の魅力を高め、観光振興を図る施策等に要する費用に充てるため
課税客体	鉱泉浴場における入湯行為	宿泊施設への宿泊行為
課税免除	・ 15歳以下の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 高等学校の生徒で修学旅行中のもの など	・ 修学旅行生など
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者)	特別徴収(特別徴収義務者は宿泊事業者等)
申告納入	毎月末日までに前月分を申告納入	原則、毎月末日までに前月分を申告納入
税 率	入湯客1人1日あたり、150円	100～2,000円程度